

# 平成 13 年度の国民年金の納付状況

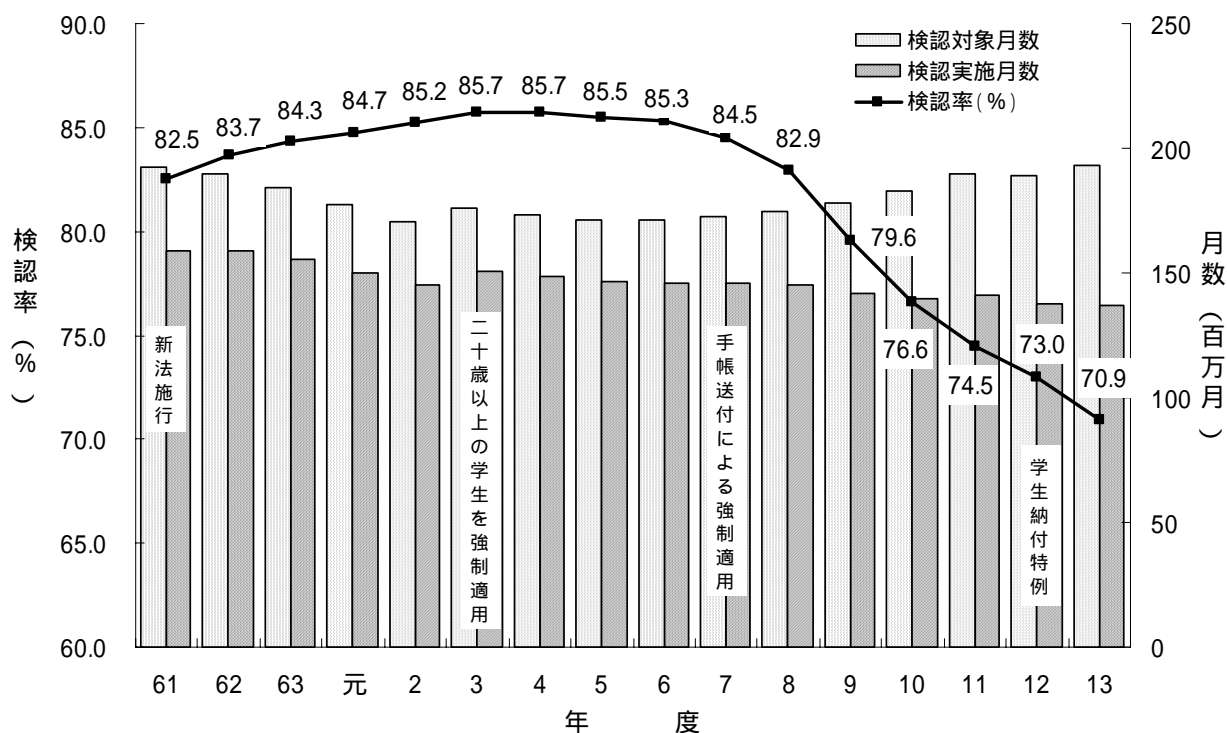
社 会 保 険 庁

平成 14 年 10 月

## 1 平成13年度の検認率の実績

平成13年度の国民年金保険料の検認率は70.9%となっており、平成12年度と比べて2.1ポイント低下した。  
 検認対象月数は伸びているにもかかわらず、検認実施月数は減少している。

検認率、検認対象月数及び検認実施月数の推移



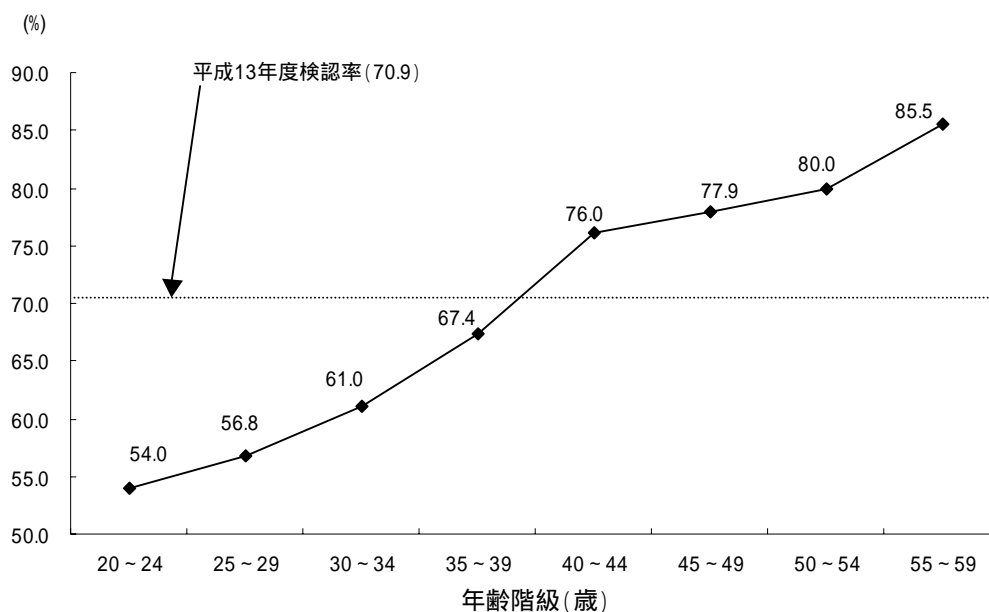
$$\text{検認率}(\%) = \frac{\text{検認実施月数} + \text{現金前納月数}}{\text{検認対象月数}} \times 100$$

検認率とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（検認対象月数）のうち、翌年度4月末までに実際に納付された月数（検認実施月数 + 現金前納月数）の割合である。時効までの2年間に納付された保険料を加味して最終的な納付率を計算すると、検認率より概ね4ポイント程度高くなる。

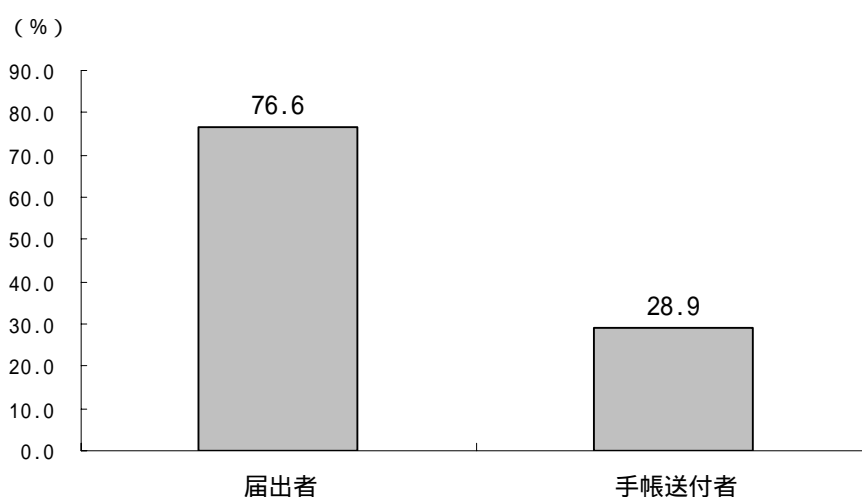
## 2 平成13年度の年齢階級別検認率及び手帳送付状況別検認率

年齢階級別（20歳～59歳）に検認率をみると、年齢階級が低い者は低く、年齢階級が高くなるにしたがって高くなっている。  
手帳送付者の検認率は、届出者の検認率に比べて極めて低くなっている。

### (1) 年齢階級別検認率



### (2) 手帳送付状況別検認率



(注1) 年齢階級別の検認率は、平成14年5月末の第1号被保険者に係る当該数値を用いて推計している。

(注2) 手帳送付者とは、自ら資格取得届出を行わない者に対して手帳を送付して被保険者となった者である。

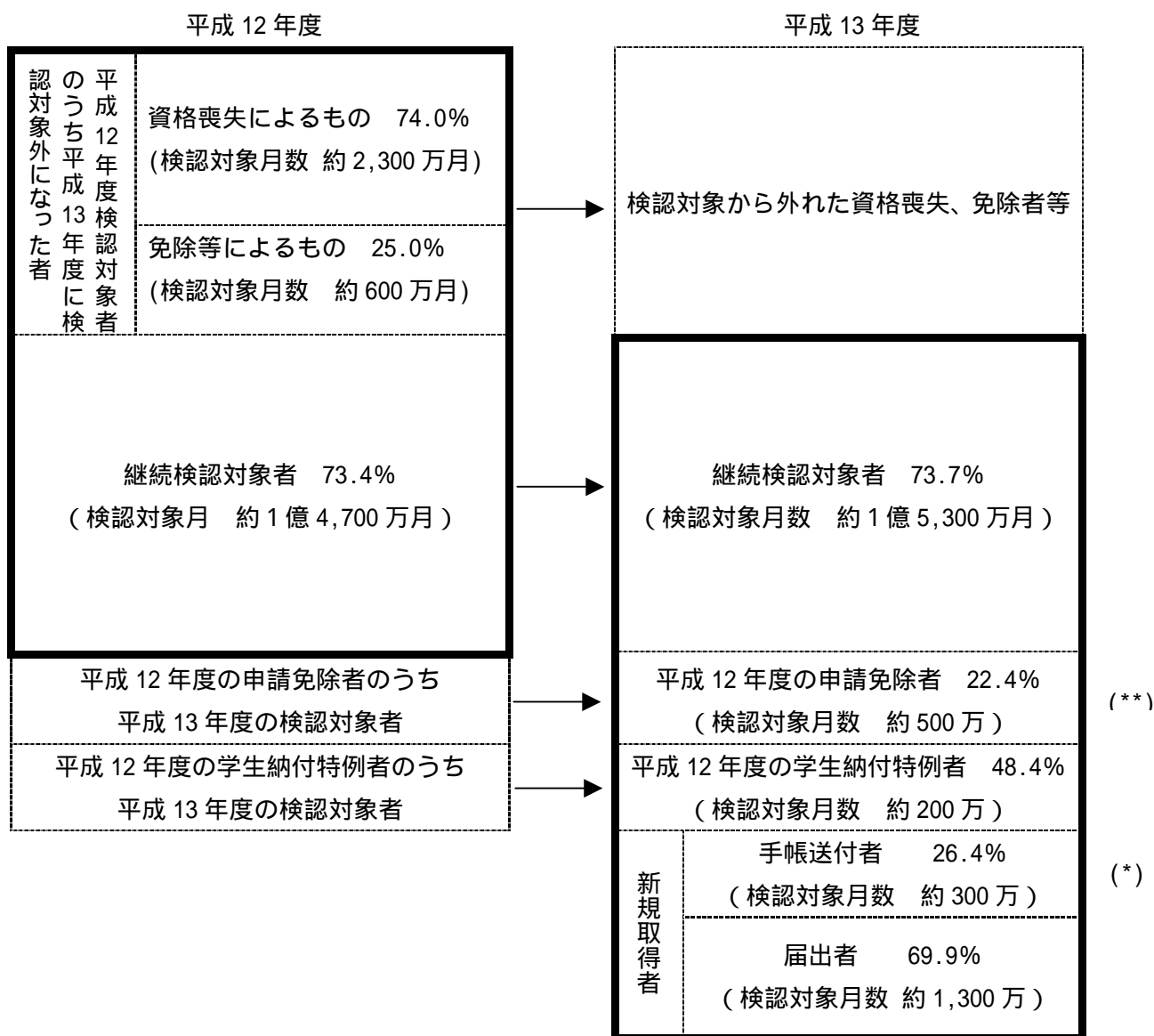
### 3 検認率低下の要因

平成 12 年度から平成 13 年度の検認率が低下（73.0%から 70.9%）した要因について、平成 13 年度に新たに検認対象となった者に係る各属性が検認率低下に与える影響をみると、次のとおりとなっている。

平成 13 年度に新規に資格取得した手帳送付者は、検認率低下の大きな要因となっている。（\*）

平成 12 年度に申請免除者であったが平成 13 年度には検認対象者となった者は、検認率低下の大きな要因となっている。（\*\*）

平成 12 年度と平成 13 年度の検認率・検認対象月数の状況（推計）

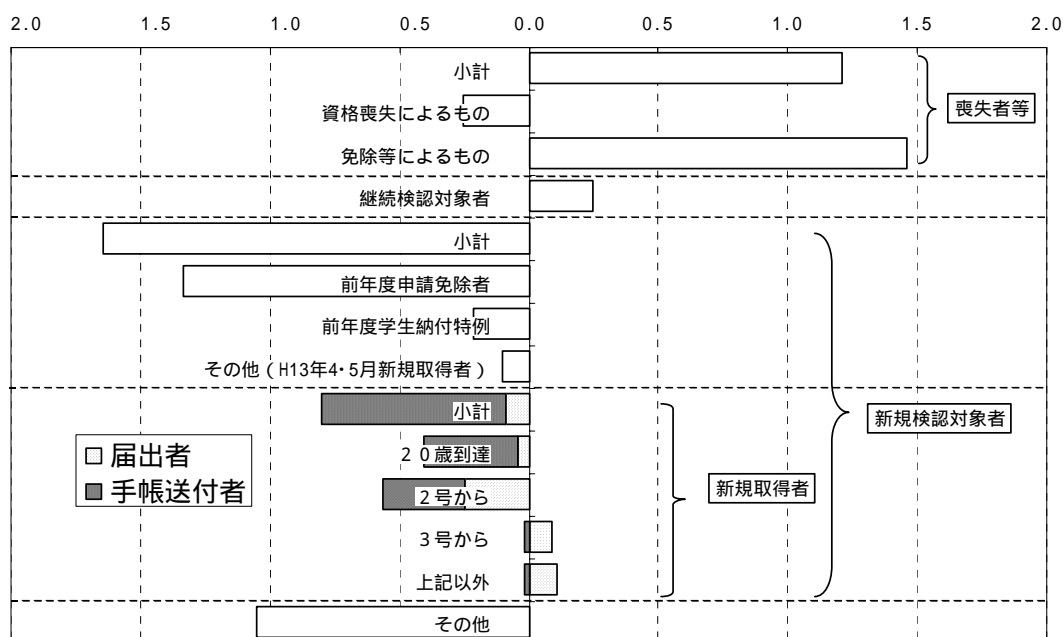


(注 1)  は検認対象者を示す。

(注 2) 平成 13 (12) 年度の各数値については、平成 14 (13) 年 5 月末の第 1 号被保険者に係る当該数値を用いて推計している。

(注 3) 平成 13 年度に新規に資格取得した手帳送付者には、平成 13 年度の資格取得の手続きは届出により行っても、過去に手帳送付による適用を受けた者も含まれている。

## 検認率低下の影響度(%)



	計	届出者	手帳送付者
合計	2.1		
喪失者等計	1.2		
喪失によるもの	0.3		
免除等によるもの	1.5		
継続検認対象者	0.2		
新規検認対象者計	1.6		
前年度申請免除者	1.3		
前年度学生納付特例	0.2		
その他(H13年4・5月新規取得者)	0.1		
新規取得者計	0.8	0.1	0.7
20歳到達	0.4	0.0	0.4
2号から	0.6	0.2	0.3
3号から	0.1	0.1	0.0
上記以外	0.1	0.1	0.0
その他	1.0		

(注1)「影響度」は、当該属性をもつ者の検認率が平成12年度の検認率(12年度に対象月がない者については12年度総数の検認率)と同じ場合に、平成13年度総数の検認率がどの程度変わるかを示している。

(注2)「喪失者等」は、平成12年度には検認対象月があったものが、13年度には検認対象月がなくなった者(資格喪失や申請免除などによる)をいう。

(注3)平成13年度に新規に資格取得した手帳送付者には、平成13年度の資格取得の手続きは届出により行っているが、過去に手帳送付による適用を受けた者も含まれている。

(注4)「2号から」には、「適用もれ」(資格取得時の年度に申請をせず、その次の年度以降に申請した者であり、多くの場合、資格取得前は国民年金第2号被保険者である。)を含む。

(注5)各分類の値を全て足し合わせると、平成12年度検認率と平成13年度検認率の差(70.9-73.0=2.1%)となる。

(注6)平成13(12)年度の各数値については、平成14(13)年5月末の第1号被保険者に係る当該数値を用いて推計している。

## 都道府県別検認率

	平成11年度 検認率(%)	平成12年度 検認率(%)	平成11年度と 平成12年度の 差(ポイント)	平成13年度 検認率(%)	平成12年度と 平成13年度の 差(ポイント)
全国	74.5	73.0	-1.5	70.9	-2.1
北海道	77.0	75.7	-1.3	72.7	-3.1
青森県	82.4	79.7	-2.7	75.2	-4.5
岩手県	87.0	86.8	-0.2	84.4	-2.4
宮城県	78.9	77.7	-1.2	75.9	-1.8
秋田県	91.4	89.7	-1.7	87.8	-1.9
山形県	90.2	88.5	-1.7	85.7	-2.8
福島県	79.8	78.1	-1.7	75.8	-2.3
茨城県	75.2	73.9	-1.3	71.9	-2.0
栃木県	74.3	72.6	-1.7	70.7	-1.9
群馬県	77.7	76.6	-1.1	74.3	-2.3
埼玉県	70.0	68.8	-1.2	67.1	-1.7
千葉県	71.1	70.4	-0.8	68.6	-1.7
東京都	64.9	63.2	-1.8	61.8	-1.4
神奈川県	68.9	68.1	-0.8	66.6	-1.5
新潟県	89.7	89.5	-0.2	88.4	-1.1
富山県	84.2	83.2	-1.0	80.6	-2.5
石川県	81.2	81.0	-0.2	79.5	-1.6
福井県	86.4	84.9	-1.5	83.0	-1.9
山梨県	77.6	76.0	-1.6	73.7	-2.3
長野県	87.2	86.4	-0.8	85.7	-0.8
岐阜県	86.4	85.7	-0.6	83.6	-2.2
静岡県	85.3	84.3	-1.0	81.5	-2.8
愛知県	76.5	75.0	-1.5	73.2	-1.8
三重県	81.1	79.1	-2.1	76.7	-2.4
滋賀県	86.1	84.5	-1.7	81.7	-2.8
京都府	71.9	69.4	-2.5	69.5	0.1
大阪府	61.0	58.4	-2.6	56.7	-1.7
兵庫県	72.9	70.4	-2.5	67.4	-3.0
奈良県	73.9	70.7	-3.2	69.5	-1.2
和歌山県	77.5	75.4	-2.0	73.9	-1.6
鳥取県	88.4	88.3	-0.1	84.7	-3.6
島根県	89.2	88.6	-0.6	86.3	-2.4
岡山県	79.5	77.2	-2.3	72.9	-4.3
広島県	76.2	75.8	-0.5	73.9	-1.9
山口県	86.8	84.6	-2.2	81.1	-3.6
徳島県	76.8	75.8	-1.0	73.6	-2.2
香川県	85.2	83.8	-1.4	81.1	-2.7
愛媛県	83.7	82.0	-1.7	80.4	-1.6
高知県	78.5	76.8	-1.7	73.3	-3.5
福岡県	73.4	72.3	-1.1	71.1	-1.2
佐賀県	83.7	80.5	-3.2	78.6	-1.9
長崎県	80.2	79.8	-0.3	76.6	-3.3
熊本県	82.4	81.7	-0.7	79.0	-2.7
大分県	81.4	79.8	-1.6	77.1	-2.7
宮崎県	82.4	81.0	-1.5	76.3	-4.7
鹿児島県	81.3	80.1	-1.2	75.7	-4.4
沖縄県	59.2	59.3	0.1	50.8	-8.5